

平成29年10月20日

保護者 様

京都府立網野高等学校
校長 大村 孝志

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（改訂版）

秋涼の候 保護者の皆様におかれましてはますます御清祥のことと存じます。

日ごろは、本校の教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、9月19日付けで「北朝鮮による弾道ミサイルの発射に係る対応について」で全国瞬時警報システム（以下、『Jアラート』とします。）等を通じて緊急情報が発信された場合の行動について連絡を行いました。その後、内閣府によりJアラートによる情報伝達について伝達する文言や伝達の流れ、注意点等の変更がありました。

つきましては、Jアラート等を通じて京都府北部を含む地域に緊急情報が発信された場合の対応を一部改訂します（下の**ゴシック体**の部分）。御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 登校前の場合

自宅待機とする。

※ 「6 自宅待機・避難行動等を解除する場合の判断」を基準にして、解除後は安全を確認の上、速やかに登校する。

2 屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

3 屋外にいる場合

できる限り建物や地下に避難する。建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

4 列車・バス等の交通機関を利用している場合

原則、乗務員等の指示に従うが、列車・バス等が停車したら建物や地下などに避難する。周囲に建物や地下などがない場合は、列車・バス等から離れて地面に伏せ頭部を守る。

5 学校内にいる場合

上記2・3の対応を基本に避難行動をとり、安全確保に努める。

6 自宅待機・避難行動等を解除する（安全が確保される）場合の判断

(1) Jアラート等による避難行動解除の情報伝達があった場合

(2) Jアラート等によるミサイルの通過の情報伝達があった場合

(3) Jアラート等による日本の領海外の海域に落下した等の情報伝達があった場合

なお、上記(1)～(3)の情報伝達があった場合でも、不審なものを発見した場合は決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

【参考】 Jアラート等による緊急情報の伝達内容（メッセージ）や避難行動の詳細については、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）で御確認ください。

○弾道ミサイルの落下時の行動について（内閣官房ホームページ）

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/290421koudoul.pdf>